

社会福祉法人邦知会 桐生市地域包括支援センターユートピア広沢  
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦知会が開設する桐生市地域包括支援センターユートピア広沢(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業(以下併せて「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者または介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障がい福祉制度の関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者、その他の事業者等との連携に努める。

6 事業の提供に当たっては、医療機関との連携を密にし、必要な情報提供及び情報共有を行う。

(センターの名称等)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 桐生市地域包括支援センターユートピア広沢

(2) 所在地 桐生市広沢町6丁目307-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、事業の利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師(経験のある看護師) 1名(管理者と兼務)

主任介護支援専門員 1名

社会福祉士 1名

介護支援専門員 1名

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12月29日～翌年の1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第7条 事業の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第37号)第29条から第31条の規定に従って行うこととし、詳細は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所はセンター内又は利用者の居宅等とする。
- (2) 次の場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、センター内又は利用者の居宅等においてサービス担当者会議を開催する。
  - ① 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントケアプランを新規に作成する場合
  - ② 利用者が要支援更新認定を受けた場合
  - ③ 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
  - ④ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の期間の更新がなされた場合
- (3) 担当職員による利用者の居宅への訪問は次のとおりとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り介護予防サービス事業者を訪問する等の方法により利用者と面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況を把握するものとする。
  - ① サービスの提供開始月
  - ② サービスの提供開始月の翌月から起算して3か月に1回以上
  - ③ サービスの評価期間が終了する月
  - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき
- (4) (3)によるサービスの実施状況及び利用者の状況の把握(モニタリング)の結果については、少なくとも月1回以上は記録する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または桐生市が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は無とする。

- 2 利用者が次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合は、当該事業の提供に際して要した交通費の実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市内の11区・13区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに桐生市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(苦情対応)

第11条 センターは、利用者又はその家族からの苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、社会福祉法人邦知会苦情処理規程により必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(秘密の保持)

第12条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 センターは事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は桐生市、社会福祉法人邦知会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。